

## 令和5年度 新潟市情報公開・個人情報保護・公文書等審議会全体会

### 意見等集約結果

#### 【報告事項について】

##### <資料3について>

・情報公開決定(全部又は一部の非開示)に対する不服申し立ての件数及びその帰すうを教えてください。[加賀谷委員]

→・非公開4件すべて未審査です。

・一部公開2件のうち審査中1件、未審査1件です。

(令和4年度末時点)

##### <資料5について>

・個人情報の開示等の請求に対する決定(全部又は一部の非開示)への不服申し立ての件数及びその帰すうを教えてください。[加賀谷委員]

→・非開示35件うち認容13件、棄却11件、未審査11件

・一部開示11件うち一部認容1件、未審査10件です。

##### <資料7について>

・新潟市公文書管理条例第8条3、新潟市行政文書管理規則第25条3の規定によれば、廃棄の対象となる文書のうち、審議会の意見を聞く対象となるものは、「文書館の長に指定」された文書ということになる。この規定に基づく運用では、「指定」されず廃棄される文書の中に、本来保存されるべき文書が本当にはないのかを市民が検証する機会がない点に懸念を覚えている。

事務局からの説明があるように、廃棄資料全点を確認することは点数の面で難しいことは承知しているが、例えば、管理規則別表で保存期間設定の段階で一定の重要性を認められる文書、具体的には10年、5年保存が設定された文書や、条例施行前の文書であってもレコードスケジュールに当てはめた場合上記に該当すると判断された文書については、さしあたり全点「文書館の長に指定」された文書とし、ファイル名一覧を審議会が確認できるような運用を行うなどで、上記の懸念を一定程度払拭することも可能であるように思われる。先行する自治体の事例等も踏まえご検討をお願いしたい。[中村委員]

→

ご記載のとおり、本審議会において廃棄資料全体の意見聴取を行うことは、点数の規模からも意義のある審議とは言い難く、新潟市公文書管理条例及び新潟市行政文書管理規則においては、保存期間を満了した行政文書ファイル等を廃棄しようとするときは、文書館の長が指定したものについて、本審議会の意見を聴くと規定しています。

一方、中村委員が、本審議会への意見聴取の対象とならなかった行政文書ファイル等に関して、「本来保存されるべき文書が本当に無いのかを市民が検証する機会がない点」を懸念されていることについては、承知いたしました。

<全体を通じて>

・審議会規則には書面会議について規程がないようですが、どこかに根拠があるのでしょうか。[柴澤委員]

→本年度の審議会は、対面での開催を前提に進めていましたが、能登半島地震による災害への対応業務を優先するため、開催予定日での対面開催が難しく、さらに年度末までに新たな調整ができない状況となりました。審議会規則には、書面会議に関する規定はありませんが、会長への了承を得たうえで、やむを得ず、特例的な措置として、書面会議とさせていただきました。今後、災害等により、今回と同様に書面会議となることも想定されますので、会議規則第9条により書面会議については別に定めることとしたいと考えています。

・災害対応等の事情はあると思いますが、書面会議ではなく、対面会議の方がよかったです。[加賀谷委員]